

子育て世帯生活支援特別給付金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、給付金を支給する。

2 支給対象者

(1) 低所得のひとり親世帯分

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（4月28日支給済み）
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。（申請受付中）
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者（申請受付中）

(2) その他低所得の子育て世帯分

- ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ②①以外の、対象児童（令和4年3月末までに18歳になる児童まで（障害児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）
 - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

3 給付予定者数

支給対象者	児童数	世帯数
(1) 低所得のひとり親世帯	1, 581人	1, 150世帯
(2) その他低所得の子育て世帯	3, 000人	1, 950世帯
合 計	4, 581人	3, 100世帯

4 申請受付期間

- (1) 低所得のひとり親世帯の要申請分 令和3年5月17日から令和4年2月末日まで
- (2) その他低所得の子育て世帯の要申請分 令和3年7月1日から令和4年2月末日まで
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請を推奨するとともに、給付金専用ダイヤルを設け、問合せに対応する。

5 給付額 児童一人あたり5万円

6 周知について 広報たいとう、区ホームページ、ツイッター、CATV等

7 スケジュール

6月21日	特別給付金受付専用窓口・専用ダイヤル開設
7月 1日	その他低所得の子育て世帯分申請受付開始
7月下旬から	// 支給開始